

別表2 野菜自給力強化体制づくり事業補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
				経費配分の 変更	事業内容の 変更
野菜自給力強化体制づくり事業費補助金	露地野菜の生産拡大に向けて、省力・軽労型生産体系に意欲的に取り組む農業者等 (農業者、農業法人、農業協同組合)	<p>省力・軽労型生産体系や出荷調整に必要な機械の導入に要する経費</p> <p>※本補助金における補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。</p> <p>(1) 省力・軽労型生産の実現のために必要な機械</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ドローン</li> <li>・畝立て整形機</li> <li>・播種機</li> <li>・ブームスプレーヤー防除機</li> <li>・マルチャー</li> <li>・移植機</li> <li>・アシストスーツ</li> <li>・マルチスプレーヤー</li> </ul> <p>(2) 省力・軽労型出荷調整の実現のために必要な機械</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包装機</li> <li>・(出荷作業用) 調製機</li> <li>・野菜洗浄機</li> <li>・選別機</li> </ul> <p>※事業費の低減を図るため、複数者による見積り合わせを行うこと(該当する設備・資材が1者のみによる扱いの場合を</p>	1 / 2 以内 (事業実施主体当たり 20 万円以上 100 万円以内)	<p>1 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える減少</p> <p>2 補助対象経費の増加</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p>

		<p>除く。)</p> <p>※導入する設備・資材は原則として新品であること。</p> <p>※既存設備の更新（機能向上が図られるものを除く。）は補助対象外とする。</p> <p>※<u>予算額を上回る応募があった場合、事業実施要領第9条に基づく審査を行い、採択・不採択を決定する。</u></p>			
--	--	---	--	--	--